

新型コロナウイルスの蔓延により事業停止等となった事業者に対する福祉医療貸付事業の対応について

事業者が感染症等当該施設の責に帰することができない理由により機能を停止(※)したことに伴う経営資金等については、以下のとおり対応します。

※この融資をご利用いただける具体例

- ・施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したため、やむなく営業を停止した場合。
- ・施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したことに伴い、事業運営が縮小した場合。

1. 貸付をご利用される方

①福祉貸付事業（経営資金）

	融資条件
償還期間 (据置期間)	10年以内 (1年以内)
貸付利率	0.2%

(注) 貸付利率は令和2年2月3日現在

②医療貸付事業（長期運転資金）

	融資条件
償還期間 (据置期間)	5年以内 (1年以内)
貸付利率	0.2%
貸付金の限度額	病院・老健：1億円 診療所：4,000万円

(注) 貸付利率は令和2年2月3日現在

2. 既往貸付に関するご相談の方

個別にご相談に応じます。

【融資のご相談】(東日本)

福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係 TEL03-3438-9298

福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係 TEL03-3438-9940

(西日本)

大阪支店 福祉審査課 融資相談係 TEL06-6252-0216

大阪支店 医療審査課 融資相談係 TEL06-6252-0219

(NPO 法人の方)

NPO リソースセンター NPO 支援課 TEL03-3438-4756

【返済のご相談】

顧客業務部 債権課 TEL03-3438-9936